令和7年度 茨城県育英奨学生募集要項(予約採用)

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、令和7年4月に高等学校等への進学を希望する生徒で、人物及び学業ともに優れ、経済的な理由により修学が困難な方を対象に、茨城県育英奨学資金の貸与を受けることを希望する予約採用者を募集します。

第1 募集概要

1 申請資格

次の(1)から(5)までのすべてに該当する必要があります。

- (1) 茨城県内に居住する者の子弟
- (2) 現在、中学校等の第3学年に在学し、令和7年4月に次のア又はイのいずれかに進 学を希望している者

ア 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部 イ 専修学校の高等課程(修業年限2年以上のものに限ります。)

- (3) 人物及び学業ともに優れる者(成績基準があります。)
- (4) 経済的理由により修学に困難があると認められる者(家計基準があります。)
- (5)母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金、茨城県高等学校等奨学資金及び茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けない者

2 貸与月額、募集人員及び貸与期間

区 分		貸与月額	募集人員	貸与期間		
国公立高校等	自宅通学	18,000円	- boke - bake last I			
国公立向仪等	自宅外通学	23,000 円	予算の範囲内	高等学校等における		
私立高校等	自宅通学	30,000 円	で対応します。	正規の修学年限		
松立向仪寺	自宅外通学	35,000 円	(50 人程度)			

[※] 奨学資金は無利子です。

3 申請手続

- (1) 希望者は、在学している学校から奨学資金貸与申請書の交付を受け、必要事項を記入し、関係書類を添付して、学校に提出してください。
- (2) 学校は、申請者の人物、学習成績、家計状況等を確認のうえ、<u>推薦基準(6~7頁)を満たすと認められる者</u>について奨学生推薦調書を作成し、申請書類を取りまとめ、 茨城県教育庁学校教育部高校教育課あて提出してください。

4 提出書類

提出書類名	作成者	備考
(1)令和7年度茨城県育英奨学生推薦者一覧	学校	
(2) 奨学生推薦調書 (様式第1号)	学校	記入例(11頁)参照
(3)奨学資金貸与申請書(様式第2号の1)	申請者(生徒)	記入例(10頁)参照
(4)添付書類	申請者(生徒)	4 頁参照
(5)その他茨城県教育委員会が必要と認めた	申請者(生徒)	家計の状況等を確認するため
書類	(該当者のみ)	提出を求める場合あり。

5 茨城県教育委員会への提出期限

令和6年11月22日(金)(必着)

※ 奨学金に関する手続きは、すべて学校を通じて行います。上記は学校から茨城県教育委員会(教育庁学校教育部高校教育課)への提出期限です。申請者が学校へ提出する期限は各学校が定めていますので注意してください。

6 奨学生の採用決定

学力基準及び家計基準等に基づき提出書類を審査の上、茨城県奨学生等選考委員会による協議を経て採否を決定(内定)し、令和6年12月下旬頃に、各学校を通じて申請者本人に通知します。

※採用が内定した方は、令和7年度の当奨学金の予算成立後、令和7年4月以降に進学した高等学校等を通して進学届の提出があった後に正式決定となります。

7 奨学資金の返還

(1) 返済期限

貸与終了月から6か月据置後、10年以内で年賦(年1回払い)又は半年賦(年2回払い)により返還となります(県から送付される納入通知書による振り込みで返還)。

◆ 返還事例〈3年間貸与を受けた者が、半年賦で10年間かけて返還する場合。〉

区分		貸与月額	貸与	貸与総額	半年あたりの	返還	返還
		A 1/1 K	月数		返還額	年数	回数
国公立高校等	自宅	18,000円	36 月	648,000 円	32,400 円	10年	20 回
国公立向仪守	自宅外	23,000円	36 月	828,000 円	41,400 円	10年	20 回
私立高校等	自宅	30,000 円	36 月	1,080,000 円	54,000 円	10年	20 回
仏 丛 向 仪 守	自宅外	35,000 円	36 月	1, 260, 000 円	63,000 円	10年	20 回

(2) 返還猶予

奨学金の貸与を受けた者が大学等に進学した場合又は災害、傷病その他やむを得ない事由により返還が困難となった場合は、本人の申請により返還の期限を猶予することがあります。

(3) 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい傷害を受けたことにより返還することができなくなった場合には、返還未済額の全額又は一部の返還を免除することがあります。

8 その他

- (1) 今回の「予約採用」の外に、高等学校等へ入学後に申請する「在学採用」(4月募集)、 家計が急変した場合の「緊急採用」(随時募集)があります。
- (2) 奨学資金の貸与中は、毎年度末に「奨学資金継続願」を提出しなければなりません。 奨学生に採用されても、学業成績が著しく不良となった場合、又は所得が著しく増加し た場合等は貸与を打ち切ります。
- (3)貸与にあたり、連帯保証人2人(うち1人は保護者、他の1人は別生計の人)が必要となりますので、あらかじめ考慮しておいてください。
- (4) 高等専門学校(例: 茨城高専など) は対象外です(茨城県高等学校等奨学資金又は日本学生支援機構の奨学生の対象となります。)。
- (5) 成績基準を設けていない「茨城県高等学校等奨学資金」及び「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」の奨学生募集は、来年6月頃を予定しています。 成績基準を満たしていない場合は、「茨城県高等学校等奨学資金」への申請を検討して ください(いずれも育英奨学資金との併給はできません。)。
- (6)提出された書類により選考を行い、募集人員(予算の範囲)内で、家計が困難で、優れた生徒から順に予約採用者として決定します。

よって、基準を満たしていても採用されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 問合せ・提出先

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6

 $\mathtt{TEL}: 029 - 301 - 6045 \ / \ 029 - 301 - 5245$

第2 添付書類

※ 留意事項

- ・ 以下の添付書類がない場合、判定材料を欠くものとして不採用、又は特別控除の対象外 とします。
- ・ 添付資料がA4判以外の場合、A4判の用紙に貼り付けて提出してください。

1 年間収入及び扶養状況が確認できるもの

父及び母、又はこれに代わって家計を支えている者について、下記の書類を添付してください。

収入状態	R6.1.2 以降の 就職・転職	必要書類
給与所得	無	市町村役場発行の令和6年度(令和5年分)所得証明書**
(会社員等)	有	直近の給与明細書又は新勤務先作成の年間収入見込算出表
給与所得以外	無	市町村役場発行の令和6年度(令和5年分)所得証明書**
(自営業等)	有	収入から必要経費を控除して所得を推算したもの(様式任意)

- ※ 直近の収入状況を確認するため、必ず令和6年度(令和5年分)所得証明書(収入がない場合は、「非課税証明書」)を添付してください。(源泉徴収票及び確定申告書は、原則不可。)
- ※ 奨学資金貸与申請書の年収欄には、収入のある方全員の年収を記入してください。

2 特別控除に該当する場合

推薦基準の「別表第2 特別控除額表」(8頁)中の特別控除を受ける場合は、下記の証明書類を添付してください。

4	特別の理由	証 明 書 類
1	母子・父子世帯	_
2	就学者のいる世帯	在学証明書又は学生証の写し
		(本人及び小・中学生は不要)
3	障害者のいる世帯	障害者手帳等の写し、医師の診断書等
4	長期療養者のいる世帯	申請時までの治療費・医薬品費等の領収書の写し、及
		び令和6年分の年間支出見込算出表
(5)	主たる家計支持者が別居	別居していることを証明する書類、及び別居のために
	している世帯	特別に支出している金額を証明する書類
		(住居費等の領収書の写し、年間集計表)
6	火災、風水害、盗難等の	被害を受けたことを証明する書類、及びその被害によ
	被害を受けた世帯	って支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類

- ※①「母子・父子世帯」の控除は、世帯の構成が次に該当する場合に適用します。
 - ア 母、又は父と18歳未満の子女の世帯
 - イ 母、又は父と 18 歳未満の子女及び 60 歳以上で経済力のない (年間所得金額 50 万円以下のものをいう。)祖父母の世帯
 - ウ 18歳未満だけの子女の世帯
 - エ 祖父母と18歳未満の子女の世帯
 - オ 配偶者のいない兄弟姉妹と18歳未満の子女の世帯
 - カ 配偶者のいない兄弟姉妹と 18 歳未満の子女、及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- ※②「就学者のいる世帯」の控除は、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校 (予備校等)に在学している者については、控除の対象にはなりません。
- ※③「障害者のいる世帯」の控除は、身体障害者手帳等所持者と同等の障害があることが明ら かな人であれば、身体障害者手帳等の交付を受けていない人でも対象とします。
- ※④「長期療養者のいる世帯」の控除は、申請時現在において6か月以上にわたる期間 療養中の人、又は療養を必要と認められる人とします。

ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等より補填される金額は除きます。

- ※⑤「主たる家計支持者が別居している世帯」の控除は、別居している家族への扶養送金は、控除の対象とはなりません。
- ※⑥「火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯」の控除は、申請時の前年から申請時までに被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期(2年以上)にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合に限り対象とします。

なお、保険・損害賠償等により補填された場合は控除の対象となりません。

※⑦ 借入金は、控除の対象とはなりません。

第3 推薦方針•推薦基準

下記「1 推薦方針」により、「2 推薦基準」の(1)~(4)人物・健康・成績及び家計の基準の各項目を総合的に判定し、適格者を推薦してください。

1 推薦方針

- (1) 本人については、家庭の事情などを総合的に鑑みて、中途で学業を放棄することがない と思われる者であること。
- (2) 父母(又はこれに代わる者)が、<u>奨学金の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務等に</u>ついても、父母の立場から責任を十分自覚していること。

2 推薦基準

(1) 人物について

学習活動はもとより、学校生活の全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、 将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者とします。

(2) 健康について

学校保健安全法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐えうると認められる者とします。

(3) 成績について

ア 一般推薦

推薦の対象者は、中学校等第1学年から第2学年までの履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値(以下「学習成績」)が 3.50 (小数点第三位切り捨て)以上である者とします。

※ 履修科目の評定は、5・4・3・2・1の5段階法によることとし、5段階法によ らない評定については、5段階法に換算して評定してください。

イ 特例推薦

上記アに係わらず、中学校等第1学年から第2学年までの学習成績が3.5に近い成績(3.3以上3.5未満)の者で、次の各号のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学資金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者については、特例として推薦することができます。

- ① 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者 (生別・離別のほか、心身に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合も適用)
- ② 申込前1か年以内において、火災・風水害等により著しい被害を受けた者の子女
- ③ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- ④ 障害のある者
- ※ これらの事実について証明書の添付は必要ありませんが、<u>面接等により確認し、奨学</u> 生推薦調書の「推薦の参考事項」欄にその旨を記載してください。

(4) 家計について

ア 家計の判定

推薦の対象者は、(ウ)認定所得金額が、(エ)収入基準額以下の者とします。

(ア)父母の所得金額 - (イ)特別控除額 = (ウ)認定所得金額 ≦ (エ)収入基準額

ただし、認定所得金額が収入基準額を超える場合であっても、申請時から6か月以内に退職が明らかな場合は推薦することができます。

イ 所得金額、特別控除額、認定所得金額及び収入基準額

(ア) 所得金額

家計支持者(父母またはこれに代わって家計を支えている者) それぞれの1年間 の収入金額から必要経費を控除(給与収入の場合は、「別表第1」(7頁)により算 出)した金額の合計。

*所得金額がマイナスになる者がいる場合、その者の所得金額は0円で計算。

(イ) 特別控除額

上記(ア)から控除することを認められる金額。「別表第2」(8頁)参照。

(ウ) 認定所得金額

上記(ア)の所得金額から(イ)の特別控除額を引いた金額。

(エ) 収入基準額

世帯人員数ごとに設定された所得の基準額。「別表第3」(8頁)参照。

別表第1 所得金額の算出(給与収入の場合)

所得証明書に記載された「給与収入」を、次表の計算式にあてはめて算出した金額を所得金額とします。

※収入とは…俸給、給料、賃金、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与(専従者控除分も含む。)並びに年金(恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。)、扶助料、傷病手当等

区	分	計 算 式
		(収入金額及び所得金額は万円未満切捨て)
収入金額 400 万円以下		収入金額×0.8-263 万円=所得金額
収入金額 401 万円以上 878 万円以下		収入金額×0.7-223 万円=所得金額
収入金額 879 万円以上		収入金額-486 万円=所得金額

- (注) 同一人で、2以上の収入があって、いずれも給与所得の場合は収入金額を合算して所得金額を算出します。
- (注) 所得金額は、家計支持者各々で算出します。

別表第2 特別控除額表

	特別の事情			特	別控	除額	
1	母子・父子世帯						49 万円
		小	学	校			9万円
		中	学	校			17 万円
						自宅通学	自宅外通学
		高 等	学	国・	公立	19 万円	41 万円
	就学者のいる世帯	同 守	子仪	私	立	33 万円	54 万円
				国・公	1~3年	28 万円	50 万円
2		高等専	明学校		4~5年	40 万円	62 万円
	児童・生徒・学生 1 人につき	H 4 4	1177	私立	1~3年	54 万円	76 万円
	※本人も控除				4~5年	66 万円	88 万円
	水华八 01年 赤	大	学	国•	公立	67 万円	116 万円
		人		私	立	111 万円	159 万円
			高等	玉•	公立	7万円	18 万円
		専修 学校	課程	私 立		29 万円	39 万円
			専門	国・公立		25 万円	71 万円
			課程	私	<u> </u>	79 万円	123 万円
3	障害のある人のいる世帯	障害の	ある人1	人につき			99 万円
4	長期に療養を要する人 のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
5	主たる家計支持者が別居 している世帯 <u>(父母の</u> いずれか1人でも別居 した場合は対象)	別居のため特別に支出している年間金額(71万円を限度とする)					
6	火災、風水害等の被害を 受けた世帯	的な生	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本 的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわ たって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				

(注) 特別控除については、各々の所得金額を算出し、合算したのち控除します。

別表第3 収入基準額表

世帯人員	収入基準額	備 考
1人	129 万円	
2 人	206 万円	世帯人員が7人を超える場合は、世帯人員7人の収入基準額に
3人	238 万円	1人増すごとに、14万円を加算
4人	257 万円	
5 人	276 万円	※世帯人員とは、申請者を扶養する者及びその者に扶養されて
6人	293 万円	いる者に限る(申請者を含む)
7人	307 万円	

【4人世帯】父(家計支持者)、母、子2人(公立高校生1人、中学生1人)

【5人世帯】父(家計支持者)、母、子3人(公立高校生1人、中学生1人、小学生1人)

	入の場合 額・税込)	給与収入以外の場合 (収入金額-必要経費)		
4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯	
737万円以下	777万円以下	293万円以下	3 2 1 万円以下	

- ※ 家庭の事情によって、家計基準は変動します。
- ※ 本人の特別控除金額は、中学生とします。

計算例(4人世帯)

父 : 家計支持者 給与収入 700 万円 (所得証明書の「給与収入」) 母 : 家計支持者 給与収入 350 万円 (所得証明書の「給与収入」)

姉 : 公立高校生 自宅通学

本人:中学生

(ア) 所得金額 284 万円

父の所得金額 700 万円×0.7-223 万円=267 万円 母の所得金額 350 万円×0.8-263 万円= 17 万円

(イ) 特別控除金額 36 万円

姉 (公立高校 自宅通学)19 万円本人 (中学生)17 万円

(ウ) 認定所得金額 248 万円 = (ア) - (イ)

248 万円 < 4 人世帯の収入基準額 257 万円

⇒ 認定所得金額が収入基準額以下のため、家計基準を満たす。

		奨 学 資	金貸	与	申	請書			
本	学校名	水戸市 立 三の丸 中学校	第3学年	,	進学	学希望先	茨城県立 水	戸高等	学校
平		ふりがな かさはら しょうへ	い			生生	F 月 日	年	齢
	氏 名	笠 原 翔 平				2	20××年 9月 1日	満 15	5 歳
人		(⊤ 310 — 0011)				電話者	番号 029 (22	1) 123	34
	現住所	. — . —							
		水戸市三の丸1-5-38	1 . 11.6		MIZ	. tut →	Total CARLLET	T	200
	続柄		年 齢		業		8先(学校名)	年収(和	
家	父	笠 原 太 郎	46 歳	会社。			〇〇商会	5, 380,	
	母	花子	43 歳	パー			つ (株)	640,	000円
族	本人	翔 平	15 歳	中学	•		立三の丸中学校		円 田
か か	×姉 妹	ひより ひなた	20 歳 	大学 小学			〇〇大学 市立梅香小学校		<u>円</u>
状	矫	<i>547</i> 5	歳	小子	0+	水戸	1. 工件省小子仪		<u>円</u> 円
況			歳						円
		合 計(5 人)	77,74		_				
	奨学金0)貸与を希望するに至った家庭事	情や、そ	の他特	寺に訪	 説明を要す	トることを記入して	てください	<u>, , </u>
家									
		本的に記入してください。)							
庭	(母-	子・父子世帯である場合は、そ	の旨を記	入して	こくけ	ごさい。)) 		
事									
情									
ΙĦ									
-ts	古代 目 教 君								
D	人奶炸织	1安貝云钗月文 殿							
Ŋ	以上のとま	らり記載に相違ありません。							
-		兵奨学生として奨学資金の貸与を	受けたい	ので申	請し	」ます。			
	令和 6	年 11 月 12 日							
							本 人		
							(自筆) 笠	原類	羽 平
74	氏 名	ふりがな かさはら	たろう					入と	
連帯	(自筆)	笠原	太郎				0	の続柄	父
連帯保証人	\ \ \ + /		(19×	×	年 11	月 6 日生)		
扯人	現住所	(〒 310 — 0011)				電話番	号 029 (221) 1234	
/ •		茨城県 水戸市三の丸1-5-3	88						

(記載上の注意)

- 1 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、 \underline{QQ} び母又はこれに代わって家計を支えている 者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 2 家族状況の**続柄の前に、別居者に×印**を付けること。
- 3 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 4 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、**将来、奨学資金返還の責任を負いうる者**であること。 なお、**申請の際は連帯保証人は1人とするが、奨学生として採用された後には、更にもう1人の連 帯保証人を要する**ので、あらかじめ考慮しておくこと。
- 5 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

	奨 学 生 推 薦 調 書
本人の 氏 名	笠原翔平
学校名	水戸市 立 三の丸中 学 校 科 第 3 学年 (正規の修業年限 3 年)
成 績 記	 ※ 中学校・高等学校・専修学校 の成績評定表) 学年 (1)年 (2)年 合 計 評定 科目数 評定値 5 × (5) = (25) 4 × (7) = (28) 3 × (5) = (15) 4 4 3 7
横	3 2 3 5 2 1 1 1 合計A 18) B(70) - A - A - A - A - A - A - A -
推薦の参考事項	(推薦にあたり、家庭事情のほか、学業成績、クラブ活動、生徒会活動状況等を 具体的に記入してください。) (特例推薦する者については、どの理由に該当するかを記入してください。)
	の者は、人物・学業ともに優れかつ学資の支弁が困難であり、茨城県育英奨学生として適当と認めら で推薦します。 令和 6 年 11 月 14 日 水戸市立三の丸中 学 校 長 氏 名 桜 川 一 郎 茨城県教育委員会教育長 殿 記入者 職・氏名 教 諭 太 田 じょうづる
1 ※I 2 成 3 評	上の注意) 印のところは、該当するものを〇で囲むこと。 績評定は、在籍学年前2年の(第2学年は前1年)の科目数を記入のこと。 定平均値は、小数点第二位まで記入のこと。(小数点第三位切り捨て) 薦の参考事項は、家庭事情のほか、学業成績、クラブ活動、生徒会活動状況等を具体的に記入する

- こと。
- 5 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。